

### 3 廃業等の届出 — 法第12条 —

#### (1) 廃業等の届出要件

下記の事項に該当するときは、30日以内に廃業届を提出してください。

※確認資料の印鑑証明書、商業登記簿謄本、履歴事項全部証明書は発行後3か月以内のもの

廃業の届出事項	届出すべき者	確認資料
1 許可を受けた個人の事業主が死亡したとき	<b>相続人</b> (例：配偶者、直系尊属、子)	届出者の印鑑証明書及び戸籍謄本（個人事業主の死亡及び届出者が相続人であることが確認できるもの）
2 法人が合併により消滅したとき	<b>役員であった者</b>	役員個人の印鑑証明書及び当該法人の役員であったことが分かる商業登記簿謄本又は閉鎖登記簿謄本、閉鎖事項全部証明書
3 会社が破産手続開始の決定により解散したとき	原則として <b>破産管財人</b> (破産手続を終了している場合は上記2の要領による)	① 裁判所発行の「破産管財人及び印鑑証明書」 又は ② 裁判所発行の「破産管財人資格証明書」及び破産管財人本人の印鑑証明書
4 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき	<b>清算人</b> (清算を結了している場合は上記2の要領による)	当該法人の清算人であることが分かる商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書及び法務局に登録済の清算人の印鑑証明書
5 許可を受けた建設業を廃止したとき	<b>&lt;法人&gt; 代表者（申請人）</b>	原則不要 ただし、商号、所在地、代表者氏名及び代表者印に変更があるときは事前に変更届を提出してください（代表者印変更のときは、印鑑証明書を提出）。
	<b>代表者（申請人）以外の役員</b> (上記代表者で届出できないとき)	その役員個人の印鑑証明書及び当該法人の役員であることが分かる商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
	<b>&lt;個人&gt; 本人</b>	原則不要 ただし、住所、氏名に変更があるときは事前に変更届を提出してください。

※ 役員とは、持分会社の業務執行社員、株式会社の取締役、委員会設置会社の執行役又は法人格のある各種の組合等の理事等をいう。



【一部廃業に伴う留意事項及び記載例】

一部廃業の届出時には、一部廃業後の各営業所における許可業種の状況を把握するため、様式第22号の2（第一面・第二面）による変更届を同時に提出することが必要です。下記の例を参考に作成し、一部廃業と同時に提出してください。なお、営業所が主たる営業所のみの場合は、変更届出書（第一面）への業種廃止に係る記載は不要です（専任技術者に係る記載は必要）。

(例) 許可取得業種→「建」「大」「屋」「内」  
 主営業所→「建」「大」「屋」「内」  
 従営業所①→「大」「屋」「内」  
 従営業所②→「内」 } →「内」を一部廃業（廃業日：平成27年4月1日）

上記の事例の場合の届出事項は以下のとおりとなります。

- (1) 許可業者として、「内」の一部廃業【様式22号の4】
- (2) 主営業所
  - ア 営業所の業種廃止（4業種→3業種）：【様式第22号の2（第一面・第二面→項番81・区分2）】
  - イ 専任技術者 削除【様式第22号の3又は様式第8号】又は 担当業種変更【様式第8号】  
【様式第22号の2（第一面）】
  - ウ 専任技術者一覧表【別紙四】
- (3) 従営業所①
  - ア 営業所の業種廃止（3業種→2業種）：【様式第22号の2（第一面・第二面→項番81・区分2）】
  - イ 専任技術者 削除【様式第22号の3又は様式第8号】又は 担当業種変更【様式第8号】  
【様式第22号の2（第一面）】
  - ウ 専任技術者一覧表【別紙四】
- (4) 従営業所②
  - ア 営業所の廃止：【様式第22号の2（第一面・第二面→項番81・区分4）】
  - イ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の削除【様式第22号の2（第一面）】
  - ウ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表【様式第11号】
  - エ 専任技術者 削除【様式第22号の3 又は 様式第8号】【様式第22号の2（第一面）】
  - オ 専任技術者一覧表【別紙四】

【様式第22号の2 第一面・第二面の記載例は下記のとおり】

変更届出書

(第一面)  
記

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の廃止	従営業所②	—	H27.4.1	P.86 第二面【A】
建設業法施行令第3条に規定する使用人	従営業所②所長	—	H27.4.1	従営業所②
専任技術者	専任技術者A	—	H27.4.1	従営業所②
営業所の業種廃止	建築工事業	建築工事業	H27.4.1	主営業所
	大工工事業	大工工事業		主営業所
	屋根工事業	屋根工事業		主営業所
	内装工事業	—		主営業所
専任技術者	専任技術者B	専任技術者C	H27.4.1	主営業所
営業所の業種廃止	大工工事業	大工工事業	H27.4.1	従営業所①
	屋根工事業	屋根工事業		従営業所①
	内装工事業	—		従営業所①
専任技術者	専任技術者D	専任技術者D	H27.4.1	従営業所①

P.86 第二面【B】

P.86 第二面【C】

(第二面)

区分 <sup>項番</sup><sup>1</sup><sup>2</sup> ( 2. 営業しようとする建設業  
又は従たる営業所の所在地の変更  
3. 従たる営業所  
の新設  
4. 従たる営業所  
の廃止 )

許 可 番 号 <sup>項番</sup><sup>2</sup><sup>3</sup> 国土交通大臣 許可 ( 一般  ) 第 <sup>5</sup> 号 平成 <sup>11</sup> 年 <sup>13</sup> 月 <sup>15</sup> 日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

(主たる営業所)

**【B】** 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほ し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清

営 業 し よ う と す る 建 設 業 <sup>3</sup><sup>3</sup><sup>4</sup><sup>5</sup><sup>6</sup><sup>7</sup><sup>8</sup><sup>9</sup><sup>10</sup><sup>11</sup><sup>12</sup><sup>13</sup><sup>14</sup><sup>15</sup><sup>16</sup><sup>17</sup><sup>18</sup><sup>19</sup><sup>20</sup><sup>21</sup><sup>22</sup><sup>23</sup><sup>24</sup><sup>25</sup><sup>26</sup><sup>27</sup><sup>28</sup><sup>29</sup><sup>30</sup> ( 1. 一般 )  
2. 特定

変 更 前 <sup>3</sup><sup>4</sup><sup>5</sup><sup>6</sup><sup>7</sup><sup>8</sup><sup>9</sup><sup>10</sup><sup>11</sup><sup>12</sup><sup>13</sup><sup>14</sup><sup>15</sup><sup>16</sup><sup>17</sup><sup>18</sup><sup>19</sup><sup>20</sup><sup>21</sup><sup>22</sup><sup>23</sup><sup>24</sup><sup>25</sup><sup>26</sup><sup>27</sup><sup>28</sup><sup>29</sup><sup>30</sup>

(従たる営業所)

**【C】** フリガナ

従 たる 営 業 所 の 名 称 <sup>4</sup><sup>3</sup><sup>4</sup><sup>5</sup><sup>6</sup><sup>7</sup><sup>8</sup><sup>9</sup><sup>10</sup><sup>11</sup><sup>12</sup><sup>13</sup><sup>14</sup><sup>15</sup><sup>16</sup><sup>17</sup><sup>18</sup><sup>19</sup><sup>20</sup><sup>21</sup><sup>22</sup><sup>23</sup><sup>24</sup><sup>25</sup><sup>26</sup><sup>27</sup><sup>28</sup><sup>29</sup><sup>30</sup>

内 容

従 たる 営 業 所 の 所 在 地 市 区 町 村 コ ー ド <sup>5</sup><sup>3</sup><sup>4</sup><sup>5</sup><sup>6</sup> 都 道 府 県 名 \_\_\_\_\_ 市 区 町 村 名 \_\_\_\_\_

従 たる 営 業 所 の 所 在 地 <sup>6</sup><sup>3</sup><sup>4</sup><sup>5</sup><sup>6</sup><sup>7</sup><sup>8</sup><sup>9</sup><sup>10</sup><sup>11</sup><sup>12</sup><sup>13</sup><sup>14</sup><sup>15</sup><sup>16</sup><sup>17</sup><sup>18</sup><sup>19</sup><sup>20</sup><sup>21</sup><sup>22</sup><sup>23</sup><sup>24</sup><sup>25</sup><sup>26</sup><sup>27</sup><sup>28</sup><sup>29</sup><sup>30</sup>

郵 便 番 号 <sup>7</sup><sup>3</sup><sup>4</sup><sup>5</sup><sup>6</sup><sup>7</sup><sup>8</sup><sup>9</sup><sup>10</sup><sup>11</sup><sup>12</sup><sup>13</sup><sup>14</sup><sup>15</sup><sup>16</sup><sup>17</sup><sup>18</sup><sup>19</sup><sup>20</sup><sup>21</sup><sup>22</sup><sup>23</sup><sup>24</sup><sup>25</sup><sup>26</sup><sup>27</sup><sup>28</sup><sup>29</sup><sup>30</sup> 電 話 番 号 <sup>10</sup><sup>11</sup><sup>12</sup><sup>13</sup><sup>14</sup><sup>15</sup><sup>16</sup><sup>17</sup><sup>18</sup><sup>19</sup><sup>20</sup><sup>21</sup><sup>22</sup><sup>23</sup><sup>24</sup><sup>25</sup><sup>26</sup><sup>27</sup><sup>28</sup><sup>29</sup><sup>30</sup>

営 業 し よ う と す る 建 設 業 <sup>8</sup><sup>3</sup><sup>4</sup><sup>5</sup><sup>6</sup><sup>7</sup><sup>8</sup><sup>9</sup><sup>10</sup><sup>11</sup><sup>12</sup><sup>13</sup><sup>14</sup><sup>15</sup><sup>16</sup><sup>17</sup><sup>18</sup><sup>19</sup><sup>20</sup><sup>21</sup><sup>22</sup><sup>23</sup><sup>24</sup><sup>25</sup><sup>26</sup><sup>27</sup><sup>28</sup><sup>29</sup><sup>30</sup> ( 1. 一般 )  
2. 特定

変 更 前 <sup>3</sup><sup>4</sup><sup>5</sup><sup>6</sup><sup>7</sup><sup>8</sup><sup>9</sup><sup>10</sup><sup>11</sup><sup>12</sup><sup>13</sup><sup>14</sup><sup>15</sup><sup>16</sup><sup>17</sup><sup>18</sup><sup>19</sup><sup>20</sup><sup>21</sup><sup>22</sup><sup>23</sup><sup>24</sup><sup>25</sup><sup>26</sup><sup>27</sup><sup>28</sup><sup>29</sup><sup>30</sup>

(第二面)

区分 <sup>項番</sup><sup>1</sup><sup>2</sup> ( 2. 営業しようとする建設業  
又は従たる営業所の所在地の変更  
3. 従たる営業所  
の新設  
4. 従たる営業所  
の廃止 )

許 可 番 号 <sup>項番</sup><sup>2</sup><sup>3</sup> 国土交通大臣 許可 ( 一般  ) 第 <sup>5</sup> 号 平成 <sup>11</sup> 年 <sup>13</sup> 月 <sup>15</sup> 日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

(従たる営業所)

**【A】** フリガナ

従 たる 営 業 所 の 名 称 <sup>4</sup><sup>3</sup><sup>4</sup><sup>5</sup><sup>6</sup><sup>7</sup><sup>8</sup><sup>9</sup><sup>10</sup><sup>11</sup><sup>12</sup><sup>13</sup><sup>14</sup><sup>15</sup><sup>16</sup><sup>17</sup><sup>18</sup><sup>19</sup><sup>20</sup><sup>21</sup><sup>22</sup><sup>23</sup><sup>24</sup><sup>25</sup><sup>26</sup><sup>27</sup><sup>28</sup><sup>29</sup><sup>30</sup>

内 容

従 たる 営 業 所 の 所 在 地 市 区 町 村 コ ー ド <sup>5</sup><sup>3</sup><sup>4</sup><sup>5</sup><sup>6</sup><sup>7</sup> 都 道 府 県 名 東京都 市 区 町 村 名 〇〇〇〇

従 たる 営 業 所 の 所 在 地 <sup>6</sup><sup>3</sup><sup>4</sup><sup>5</sup><sup>6</sup><sup>7</sup><sup>8</sup><sup>9</sup><sup>10</sup><sup>11</sup><sup>12</sup><sup>13</sup><sup>14</sup><sup>15</sup><sup>16</sup><sup>17</sup><sup>18</sup><sup>19</sup><sup>20</sup><sup>21</sup><sup>22</sup><sup>23</sup><sup>24</sup><sup>25</sup><sup>26</sup><sup>27</sup><sup>28</sup><sup>29</sup><sup>30</sup>

郵 便 番 号 <sup>7</sup><sup>3</sup><sup>4</sup><sup>5</sup><sup>6</sup><sup>7</sup><sup>8</sup><sup>9</sup><sup>10</sup><sup>11</sup><sup>12</sup><sup>13</sup><sup>14</sup><sup>15</sup><sup>16</sup><sup>17</sup><sup>18</sup><sup>19</sup><sup>20</sup><sup>21</sup><sup>22</sup><sup>23</sup><sup>24</sup><sup>25</sup><sup>26</sup><sup>27</sup><sup>28</sup><sup>29</sup><sup>30</sup> 電 話 番 号 <sup>10</sup><sup>11</sup><sup>12</sup><sup>13</sup><sup>14</sup><sup>15</sup><sup>16</sup><sup>17</sup><sup>18</sup><sup>19</sup><sup>20</sup><sup>21</sup><sup>22</sup><sup>23</sup><sup>24</sup><sup>25</sup><sup>26</sup><sup>27</sup><sup>28</sup><sup>29</sup><sup>30</sup>

営 業 し よ う と す る 建 設 業 <sup>8</sup><sup>3</sup><sup>4</sup><sup>5</sup><sup>6</sup><sup>7</sup><sup>8</sup><sup>9</sup><sup>10</sup><sup>11</sup><sup>12</sup><sup>13</sup><sup>14</sup><sup>15</sup><sup>16</sup><sup>17</sup><sup>18</sup><sup>19</sup><sup>20</sup><sup>21</sup><sup>22</sup><sup>23</sup><sup>24</sup><sup>25</sup><sup>26</sup><sup>27</sup><sup>28</sup><sup>29</sup><sup>30</sup> ( 1. 一般 )  
2. 特定

変 更 前 <sup>3</sup><sup>4</sup><sup>5</sup><sup>6</sup><sup>7</sup><sup>8</sup><sup>9</sup><sup>10</sup><sup>11</sup><sup>12</sup><sup>13</sup><sup>14</sup><sup>15</sup><sup>16</sup><sup>17</sup><sup>18</sup><sup>19</sup><sup>20</sup><sup>21</sup><sup>22</sup><sup>23</sup><sup>24</sup><sup>25</sup><sup>26</sup><sup>27</sup><sup>28</sup><sup>29</sup><sup>30</sup>

知事許可の場合は  
全ての項目について  
記入  
大臣許可の場合は  
営業所の名称のみ  
でよい。

#### 4 標識の掲示 —法第40条—

建設業者は、その店舗及び現場ごとに公衆の見やすい所に次の標識を必ず掲示しなければなりません。材質は問いませんが、なるべく堅牢なもので作成してください。

##### (1) 店舗に掲げる標識

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
		国土交通大臣 知事 許可( )第 号	
-----			
		国土交通大臣 知事 許可( )第 号	
この店舗で営業している建設業			

← 40 cm 以上 →

↑ 35 cm 以上 ↓

ここに入る数字及び年月日は更新するたびに変わります。

##### (2) 建設工場の現場に掲げる標識

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 知事 許可( )第 号		
許可年月日			

← 35 cm 以上 →

↑ 25 cm 以上 ↓

##### 〈記載要領〉

- 「主任技術者の氏名」欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合には、「専任」と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4号に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工場の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣・知事」については、不要のものを消すこと。

## 5 建設業許可証明書発行申込

下記の様式により建設業課証明窓口へ直接申請してください。用紙は証明窓口にあります。

※ 大量に証明書を必要とする場合（50枚以上）は事前に御連絡ください。

建設業課証明窓口 電話03-5321-1111 内線30-656 FAX 03-5388-1356

### 建設業許可証明書発行申込書

平成〇年〇月〇日

下記記載の建設業者についての建設業許可証明書の発行を申込みます。  
(建設業法第3条第1項の規定に基づく許可の証明)

**1 申請者**

住所 新宿区西新宿2-8-1

フリガナ ニシヤマ ハナコ

氏名または法人名 西山花子

担当者名 (法人のときのみ)

**2 証明書を発行すべき建設業者**

主たる営業所の所在地 新宿区西新宿2-8-1

商号 (株)西山電気

代表者名 西山太郎

**3 証明書を発行すべき建設業者の許可の内容**

許可の種類	許可番号	
<del>大臣許可</del> 知事許可	第 <u>12345</u> 号	

区分	許可年月日	許可を受けた建設業
一般・ <del>特定</del>	平成 <u>21</u> 年 <u>8</u> 月 <u>10</u> 日	<u>電気工事業</u>
一般・ <del>特定</del>	平成 <u>22</u> 年 <u>10</u> 月 <u>8</u> 日	<u>建築工事業</u>
一般・特定	平成 年 月 日	
一般・特定	平成 年 月 日	
一般・特定	平成 年 月 日	

\*許可区分(一般・特定)ごと、許可日ごとに記入してください

使用目的 指名入札参加 提出先 官公庁

必要枚数 3 枚

受取希望日 平成 年 月 日 ( )

**\*大量に証明書が必要な場合(50枚以上)は事前にご連絡いただき、  
申込日から2日目(開庁日)以降1週間以内で受取日をご指定ください。**

行政庁記入欄 発行番号 第 \_\_\_\_\_ 号 ~ 第 \_\_\_\_\_ 号

(申込者記入不要) 発行枚数 \_\_\_\_\_ 枚

申請日を記入する。

申請者の住所、氏名を記入する。

(大臣・都知事許) (一般・特定) は 不要なものを消す。

複数の許可を受けている場合は、許可日ごとに分けて記入する。

許可を受けた建設業者は「〇〇工事業」まで記入業種が多数ある場合は、P.3~5の略号(土)、(建)等で記入することができる。

「使用目的」・「提出先」は具体的に記入

この欄は記入しない。

### (1) 証明手数料

1通につき、400円を建設業課収納窓口で現金により納入してください。

### (2) 証明書交付時間

午前9:00から午後5:00まで

(注) 建設業法第3条第4項に該当する場合（更新手続中）は更新の申請書（写）のコピーを添付することにより、許可有効期間満了後1年間に限り、証明書を発行します。

## 6 建設業許可関係提出書類の閲覧

現在有効な許可を受けている東京都知事許可業者の許可関係提出書類の閲覧ができます。

※建設業法施行令の改正により、平成27年4月1日から都道府県での大臣許可業者の閲覧ができなくなりました。

(建設業者の主な情報は国土交通省のホームページで検索可能です。)

### (1) 閲覧場所

都庁第二庁舎3階 建設業課閲覧コーナー

電話 03-5321-1111 内線 30-698~699

### (2) 閲覧時間

月曜日から金曜日午後0:30~午後5:00まで(退室時間)入室は午後4:30までです。

### (3) 閲覧手数料

建設業者1件の閲覧につき、300円を建設業課収納窓口で現金により納入してください。

### (4) 閲覧は整理券の順番で行っています。整理券は午後0:30から閲覧コーナーで配布します。

なお、第一庁舎3階にある

生活文化局 広報広聴部 都民の声課 都民情報ルーム 閲覧コーナー  
(直通) 03-5388-2275  
(内線) 29-334~5

において建設業者名簿一覧の閲覧ができます。名簿一覧の閲覧手数料は無料です。

## 7 建設業許可(東京都知事許可)にかかわる変更届等の郵送受付

### (1) 郵送できる書類

ア 都知事許可の決算報告(提出済みの決算報告の訂正を含む。)

イ 都知事許可の許可要件にかかわらない変更

(商号、営業所の名称・所在地・電話番号・郵便番号、資本金額、役員等(経營業務の管理責任者・専任技術者・建設業法施行令第3条に規定する使用人以外)、代表者(申請人)、役員等氏名(改姓・改名)、国家資格者等、監理技術者)

ウ 都知事許可の全部廃業

### (2) 注意事項

ア 送料は、申請者の負担となります。

イ 郵送の際は、「建設業許可(都知事許可)にかかわる変更届等送付票」が必要となります。様式は東京都都市整備局のHP(<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/>)からダウンロードしてください。(別とじ用紙も必要となります)

ウ 郵送についての詳細は上記HPに記載されていますので参照してください。

## 8 申請書類の入手先案内

都庁構内用紙販売所及び法令用紙取扱店等で購入してください。

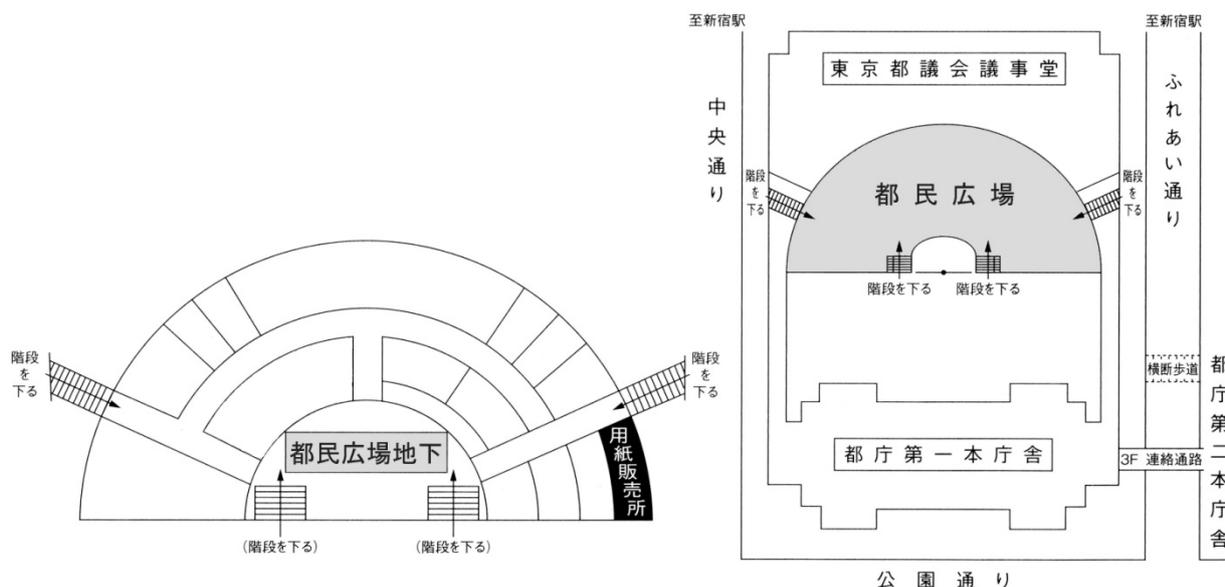
また、東京都都市整備局のホームページ (<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/>) からダウンロードすることができます(下記参照)。

(A4の用紙に出力して御使用ください。)

構内案内図 (一財) 東京都弘済会 弘済会アシスト (都民広場地下)

営業時間 9:00~17:00 電話 03-5381-6335 (直通)

### ご案内図



### ※申請書類のダウンロード方法

インターネット検索エンジン (Yahoo!、goo、Google、excite、Infoseekなど) で

「東京都都市整備局」と入力



東京都都市整備局ホームページ (<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/>)



申請様式 (ページ上部・画面の右側)



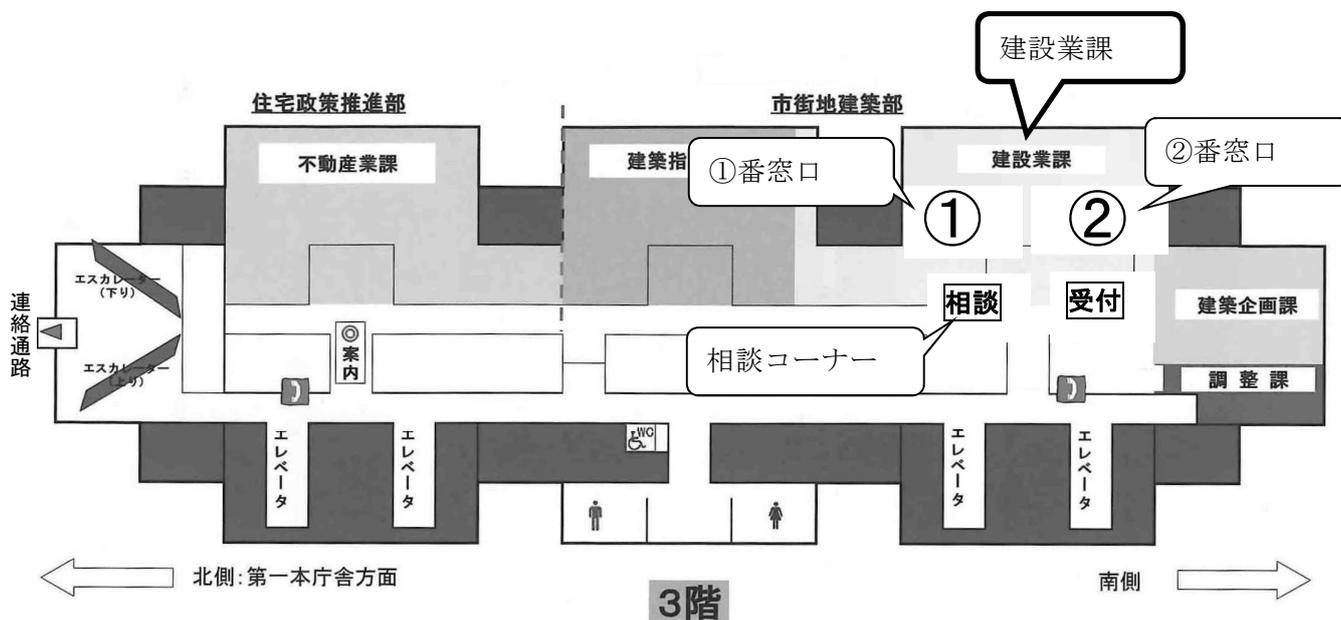
建設業許可関係、手引、申請書類



手引及び各種様式のダウンロード

## 9 都庁第二本庁舎 3階フロア案内

### (1) フロア図



### (2) 窓口案内

受付	提出内容
①番窓口	[知事許可] ・新規申請                      ・追加申請                      ・一部廃業届 ・許可要件の変更を伴う変更届(経營業務の管理責任者、専任技術者、建設業法施行令第3条に規定する使用人の変更) [解体工事業者の登録及び届出]
②番窓口	[知事許可] ・許可要件の変更を伴わない変更届(P.89 7(1)ア、イ参照) ・更新申請、更新+変更(許可要件の変更を伴う場合は、先に①番窓口で該当する変更届のみ審査したのち、その他の変更届及び更新は②番窓口で審査) ・全部廃業届 [大臣許可全般申請及び届出]

相談コーナー…建設業許可審査、経営事項審査、解体工事業者登録等及び住宅瑕疵担保履行法に基づく届出に係る相談、予備審査

**※ 初めて申請する場合は、必ず建設業課内の相談コーナーで予備審査を受けてください(表紙参照)。**

### (3) 受付時間

午前 9:00～午後 5:00

※新規の申請は、午前9:00～11:30、午後1:00～4:00

※書類審査の終了が午後5時以降になった場合は、手数料等の納入ができませんので、納入に後日御来庁いただくことになります。そのため、窓口審査後手数料等の納入が必要な新規、追加、更新の申請をする場合は、受付終了時間より早目に御来庁ください(表紙参照)。

## 【建設業関連窓口一覧】

(国) 国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 許可係 [国土交通省HP] <http://www.mlit.go.jp/>

<b>【審査担当】</b>	関東地方整備局 建設部 建設産業第一課 建設業係 〔関東地方整備局HP〕 <a href="http://www.ktr.mlit.go.jp/">http://www.ktr.mlit.go.jp/</a>	(直通) 048-600-1906 (代表) 048-601-3151 内線6145
<b>【建設コンサルタントの登録】</b>	関東地方整備局 建設部 建設産業第二課 測量業務	(代表) 048-601-3151 内線6661
<b>【大臣特認】</b>	国土交通省 土地・建設産業局 建設業課	(代表) 03-5253-8111 内線24718

(都) (代表) 03-5321-1111 [東京都HP] <http://www.metro.tokyo.jp/>

[都市整備局HP] <http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/>

<b>【経営事項審査】</b>	都市整備局 市街地建築部 建設業課 建設業指導係	第二庁舎・3階・南側 内線30681
<b>【解体工事業者の登録】</b>	都市整備局 市街地建築部 建設業課 審査係	第二庁舎・3階・南側 内線30661 内線30671
<b>【解体工事の届出】</b>	(床面積1万㎡超) 都市整備局 市街地建築部 建築指導課 指導係 (その他:特別区の地域) 各区役所の建築行政担当課 (その他:多摩地域) 多摩建築指導事務所 建築指導第一・第二・第三課 〔ただし、八王子・立川・武蔵野・三鷹・府中・調布・町田・日野・国分寺の9市は各市役所の建築行政担当課〕 (その他:島しょ地域) 都市整備局 市街地建築部 建築指導課 指導係	第二庁舎・3階・中央 内線30745 建築指導第一課 042-548-2056 建築指導第二課 042-464-0009 建築指導第二課 042-823-3423 第二庁舎・3階・中央 内線30745
<b>【アスベストの大気中への飛散(建築物解体時等)】</b>	環境局 環境改善部 大気保全課 大気係	第二庁舎・8階・北側 内線42355
<b>【アスベストを含む産業廃棄物の処理】</b>	環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 指導係	第二庁舎・9階・北側 内線42851
<b>【産業廃棄物処理(収集・運搬業、処分業)、処理施設の許可・届出】</b>	環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 審査係	第二庁舎・9階・北側 内線42861
<b>【建設工事等に伴い発生する残土対策】</b>	都市整備局 都市づくり政策部 広域調整課 建設副産物係	第二庁舎・21階・中央 内線30236
<b>【宅地建物取引業者の免許】</b>	都市整備局 住宅政策推進部 不動産業課 免許係	第二庁舎・3階・北側 内線30377
<b>【建設工事等競争入札参加資格の審査】</b>	財務局 経理部 契約第一課 資格審査係	第一庁舎・15階・南側 内線26155
<b>【電気工事業者の登録・届出】</b>	環境局 環境改善部 環境保安課 火災電気係	第二庁舎・8階・北側 内線42481
<b>【建設機械の打刻又は検認の申請に対する審査】</b>	建設局 総務部 用度課 用度係	第二庁舎・23階・中央 内線40212
<b>【協同組合設立等の届出】</b>	産業労働局 商工部 調整課 協同組合係	第一庁舎・30階・北側 内線36541